

大刀洗町告示第53号

令和2年第10回大刀洗町議会定例会を次のとおり招集する

令和2年11月24日

大刀洗町長 中山 哲志

1 期 日 令和2年12月8日

2 場 所 大刀洗町議会議場

○開会日に応招した議員

森田 勝典

隠塚 春子

平田 康雄

野瀬 繁隆

黒木 徳勝

平山 賢治

東 義一

古賀 世章

松熊武比古

高橋 直也

安丸眞一郎

○応招しなかった議員

議事日程 (第1号)

令和2年12月8日 午前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①請願の報告

②検査結果の報告

③委員会所管事務調査の報告

(2) 町長の報告 (あいさつ)

日程第4 同意第5号 大刀洗町固定資産評価審査委員会の委員の選任について

日程第5 議案第50号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第51号 大刀洗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第52号 久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更に関する協議について

日程第8 議案第53号 久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分に関する協議について

日程第9 議案第54号 令和2年度大刀洗町一般会計補正予算 (第7号) について

日程第10 議案第55号 令和2年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号) について

日程第11 議案第56号 令和2年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算 (第2号) について

日程第12 議案第57号 令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算 (第3号) について

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①請願の報告

②検査結果の報告

③委員会所管事務調査の報告

(2) 町長の報告(あいさつ)

日程第4 同意第5号 大刀洗町固定資産評価審査委員会の委員の選任について

日程第5 議案第50号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第51号 大刀洗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第52号 久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更に関する協議について

日程第8 議案第53号 久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分に関する協議について

日程第9 議案第54号 令和2年度大刀洗町一般会計補正予算(第7号)について

日程第10 議案第55号 令和2年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について

日程第11 議案第56号 令和2年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号)について

日程第12 議案第57号 令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について

出席議員（11名）

1 番 森田 勝典	2 番 隠塚 春子
3 番 平田 康雄	4 番 野瀬 繁隆
5 番 黒木 徳勝	7 番 平山 賢治
8 番 東 義一	9 番 古賀 世章
10番 松熊武比古	11番 高橋 直也
12番 安丸眞一郎	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 棚町 瑞樹

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	中山 哲志	副町長	……………	大浦 克司
教育長	……………	倉鍵 君明	総務課長	……………	重松 俊一
税務課長	……………	山田 恭恵	福祉課長	……………	平田 栄一
地域振興課長	……………	村田 まみ	産業課長	……………	佐々木大輔
建設課長	……………	田中 豊和	子ども課長	……………	松元 治美
健康課長	……………	早川 正一	生涯学習課長	……………	矢野 智行
会計課長	……………	佐田 裕子	住民課長	……………	矢永 孝治
財政係長	……………	福岡 信義	人事法制係長	……………	堀内 智史
監査委員	……………	村山真知子			

開会 開議午前9時00分

○議長（安丸眞一郎） おはようございます。現在の出席議員は11人です。

ただいまから、令和2年第10回大刀洗町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（安丸眞一郎） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、1番、森田勝典議員、2番、隠塚春子議員を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第2、会期の決定についてを議題にします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。この際、議会運営委員長の報告を求めます。黒木徳勝委員長、登壇して報告をお願いします。黒木委員長。

○議会運営委員長（黒木 徳勝） 皆さん、おはようございます。議会運営委員長の黒木徳勝です。

令和2年第10回大刀洗町議会定例会の会議運営について、議会運営委員会の協議結果を御報告申し上げます。

委員会は令和2年11月30日、臨時議会が9時から開会し、協議終了後、10時15分から協議会室において開催し、出席委員は5名でした。安丸議長及び執行部側から重松総務課長の出席を得て協議いたしました。

会期及び会期日程表をご覧ください。

協議の結果、定例会の会期は、令和2年12月8日火曜日から12月16日木曜日までの9日間と決定しました。2番目に会期日程については別表のとおりです。

別表をご覧ください。

12月8日、本日は本会議を行いまして、議案審議をいたします。

9日を休会といたします。

10日は本会議を行いまして、一般質問を行います。

11日、12日、13日は休会といたします。

14日は全員協議会を開催し、自由討議を行い、その後、建設経済委員会を開催いたします。

12月15日は休会といたします。

12月16日は本会議を行いまして、議案の審議を行います。

以上が今回の定例会の会期日程ですが、当議会の円滑な議会運営ができますようお願いし、報告を終わります。

○議長（安丸眞一郎） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月16日までの9日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月16日までの9日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に配付しました会期日程表のとおりです。

日程第3. 諸報告

○議長（安丸眞一郎） 日程第3、諸報告を行います。

請願の報告を行います。

本日まで受理した請願は、お手元に配りました請願付託表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、報告をいたします。

.....

令和2年第10回大刀洗町議会定例会

請願等付託表

令和2年12月8日

請願番号	件名	付託委員会名
請願第2号	全企業へ『永久劣後ローン』融資制度の創設を求める決議を要望する請願	建設経済委員会

.....

○議長（安丸眞一郎） 次に、監査委員より、令和2年10月末日分の例月出納検査結果報告書の提出がありました。お手元に写しを配付いたしております。

次に、委員会所管事務調査の報告を行います。

初めに、総務文教厚生委員会、東義一委員長、登壇して報告をお願いします。東委員長。

○総務文教厚生委員長（東 義一） おはようございます。総務文教厚生委員会、委員長の東義一でございます。閉会中の総務文教厚生委員会の報告をいたします。

総務文教厚生委員会は、8月19日、全委員、議長出席の下、委員会を開催し、コロナウイルスによる休業開業後の小中学校の現状について調査を行うことといたしておりました。しかしながら、本町でのコロナ感染者が発生するなどの事由で、急遽中止していた現場調査の日程調整が厳しい状態でありました。

そして、9月23日、大刀洗中学校、及び25日に大刀洗小学校での日程調整ができ、実施することができました。

内容につきましては、コロナ対応、学習の進捗状況及び児童のメンタル、また先生方の勤務状況等について現場の声を聞き、意見交換、また大規模改修及び空調設備の現状調査等を校舎視察を行いました。

そして、11月12日、中学校、大刀洗小学校の現況調査、意見交換を踏まえ、少人数学級、コロナ対応、不登校、先生方の勤務状況等について、教育委員会、子ども課との意見交換を実施いたしました。

また、11月25日及び11月30日に委員会委員全員、また議長の出席の下、委員会を開催し、下半期の取組、2番目に令和3年度の計画についてを議題として協議をいたしました。

まず、下半期の取組でございますが、先ほど報告しました小中学校の現況調査及び意見交換ですが、引き続き未実施の大堰、本郷、菊池小学校の3校については、来年早々に日程調整を行い実施し、その後、全ての小中学校との調査、意見交換等を踏まえて、教育委員会、子ども課と協議をする予定にしております。

2番目に、令和3年度の計画活動、内容の協議を行い、子供の学力向上や環境分野でのごみ処理の課題に重点的に取り組むこと、併せて先進地視察先については、岡山県早島町の「教育のまち」宣言による取組、また同じく和気町の生ごみ資源化の取組について、視察研修を計画をしているところでございます。

以上で、委員会報告を終わらせていただきます。

○議長（安丸眞一郎） 次に、建設経済委員会、松熊武比古委員長、登壇して報告をお願いします。

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

○議長（安丸眞一郎） 次に、議会広報委員会、平山賢治委員長、登壇して報告をお願いします。

○議会広報委員長（平山 賢治） おはようございます。議会広報委員会、委員長の平山でございます。委員長報告を行います。

閉会中の所管事務調査、1、たちあらい議会だよりの編集及び発行について。168号は5回の会議を開き、作業日も挟みながら編集校正を行いました。10月23日に発行しております。行政各位におかれては、お忙しい中に原稿の確認、添削等に御協力頂き、感謝申し上げます。

次号169号の発行につきましては、12月3日に広報委員会を開き、企画や日程を協議したところでございます。1月下旬の発行を予定しております。

2、ホームページ等の運用に関する事項について。フェイスブックページは、閉会中19件の記事を更新しております。内容は、定例会や臨時会・委員会活動に関すること、議会モニターとの懇談、議会報告会、その他であります。

3、その他議会の広報に関する活動。12月定例会の案内チラシを作成し、回覧をお願いしているところであります。また、11月28日の議会報告会閉会後に、参加者の皆さんにインタビューを行っております。

4、委員会研修について。全国町村議長会主催の広報研修会については、東京での研修が中止となり、11月11日に全委員でオンライン配信を視聴しました。3人の講師陣から、議会広報の企画と研修、読者の趣向を意識した議会報づくり、議会広報写真の実践・スキルアップ術、「議会広報コンクール受賞優秀紙から学ぶ」と称して、それぞれの専門分野から講演を受けました。

全体として分かりやすい表やグラフなどの作成方法や効果的な写真の撮影方法、また多くの住民の皆さんにインタビューして市民に登場してもらうなど、分かりやすく、かつ議会の機能発揮できる広報紙づくりを、との御指摘を頂きました。住民の声を聞き、政策提言に反映させ、年間の提言監視サイクルを確立して紙面で紹介するなど、議会そのものの活性化についても御指導を

頂きました。

次に、11月16日、福岡県自治会館におきまして、町村議長会主催の議会広報クリニックが開催されました。今回はコロナ感染対策のため、町村議会を半数ずつ、2回に分けての開催となりました。

研修では、広報活動の基本について講義を受けるとともに、6町の議会広報紙が講師から添削を受けました。大刀洗町は、住民参加型の紙面構成が一定の評価を受けると同時に、表紙のテーマや発行情報の充実などの御指摘を頂きました。

これら2件の研修結果については、早速12月3日の委員会で協議し、当町の議会だよりに反映できるものについては、次号、または来年度から実践できるよう、協議を進めているところでございます。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 次に、議会運営委員会、黒木徳勝委員長、登壇して報告をお願いします。
黒木委員長。

○議会運営委員長（黒木 徳勝） 議会運営委員長の黒木徳勝です。休会中の委員会報告を行います。

第10回議会報告会を開催いたしました。期日は、令和2年11月28日土曜日の10時から開催し、11時56分に閉会しました。場所は、ドリームセンターの展示ホールで行いました。出席者は全議員が出席し、当日参加者は25名でした。

今年度も5月に開催する予定でしたが、新型コロナウイルスにより感染症の感染拡大により、例年報告会は4校区センターで開催しておりましたが、1か所で開催したところです。

内容については、令和2年度の当初予算について、2番目に元年度の決算について、3番目に令和2年度の議会の活動・取組について、4番目に防災行政無線については、議会の修正した内容について説明を行いました。

4点を説明し、その後、休憩を行いまして、質疑等を開催したところです。6人の方から意見また要望が出ておりますので、所管の委員会で協議の上、2月頃をめどに議会だよりでお答えするという事で報告会を終了しました。

以上で、委員長報告は終わりです。以上、報告です。

○議長（安丸眞一郎） これで議長報告を終わります。

町長より挨拶をしていただきます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 皆さん、おはようございます。議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和2年第10回大刀洗町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、

公私ともに御多用中にも関わりませず、御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

早いもので、本年も残すところ一月足らずとなりました。今年1年を振り返りますと、やはり新型コロナウイルス感染症への対応と、7月豪雨をはじめとする災害対策に終始した1年であった気がしています。

そして、依然として新型コロナウイルスの感染拡大が続いています。本町でも12月に入り、8月以来となる陽性患者発生の連絡があっています。まずは、御本人の一日も早い回復を心からお祈り申し上げます。

先月の臨時議会の際にも申し上げましたが、町民の皆様には改めてマスクの着用、せきエチケットの遵守、手洗いの徹底や3密の回避などの感染予防に努めていただきますとともに、感染された方の人権尊重と個人情報の保護に十分な御配慮をお願いをいたします。

さて、10月から実施しました町内巡行バスの試行では、334名の皆様に御利用を頂いています。今回の試行結果を踏まえ、来年度以降の運行の在り方について、今後、地域の皆様と協議を重ねてまいります。

また、今年の住民協議会では、「大刀洗公園の今後をどうする？ゼロから考えてみよう！」をテーマに議論を頂いています。利用者の皆様にとって、より安全で利用しやすく、親しみのある公園とするための提言を期待しているところでございます。

今回上程しております議案のうち一般会計補正予算には、ふるさと応援寄附金の増加を受け、7億円の歳入補正をしています。コロナ禍を受け、来年度以降の町税や地方交付税の減少が懸念される中、こうした自主財源が確保できることは、大変ありがたいことだと感謝をしています。

今議会には、固定資産評価審査委員会の委員の選任同意1件、大刀洗町国民健康保険税条例の一部改正をはじめ、条例改正が2件、久留米広域市町村圏事務組合に関する議案2件、一般会計及び特別会計の補正予算4件を提案いたしております。いずれも重要な案件を提案しておりますので、慎重に御審議頂きまして、最後には御承認賜りますようお願い申し上げます、開会に当たっての御挨拶といたします。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○議長（安丸眞一郎） 町長の挨拶が終わりました。

これで諸報告を終わります。

日程第4. 同意第5号 大刀洗町固定資産評価審査委員会の委員の選任について

○議長（安丸眞一郎） 日程第4、同意第5号大刀洗町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 総務課の重松でございます。

それでは、同意第5号の提案理由及び内容について御説明いたします。

同意第5号大刀洗町固定資産評価審査委員会の委員の選任について、下記の者を大刀洗町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

委員の方の住所は、三井郡大刀洗町大字本郷4707番地、氏名は江下隆弘様、生年月日、昭和27年7月8日生まれ。

提案理由としましては、現大刀洗町固定資産評価審査委員会委員の任期が満了となるため、後任の委員を新たに選任する必要がある。これが提案理由でございます。

議案書を1枚めくって、2枚目をご覧ください。

選任する委員様の履歴書を記載しておりますので、御一読頂きたいと思っております。

以上で、提案理由及び内容の説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第5 議案第50号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第5、議案第50号大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） 健康課の早川でございます。よろしくお願いいたします。

議案第50号大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容について御説明をいたします。

提案理由でございますが、国民健康保険税の減額に係る所得の基準等について、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

それでは、2ページ目からの新旧対照表をご覧ください。

第23条、国民健康保険税の減額の条文の改正についてでございます。

第23条の第1号が国保税の7割軽減、次ページの第2号が5割軽減、第3号が2割軽減についての判定基準となっております。

平成30年度の税制改正によりまして、個人所得課税の見直しが行われ、令和3年から給与所得控除や公的年金等控除が10万円引き下げられ、代わりに基礎控除が10万円引き上げられるようになっております。

この見直しによりまして、国保税の軽減に不利益な影響が生じないよう、判定基準の33万円

を43万円に引き上げるよう改正をいたします。また、一定額以上の所得がある人が2人以上の場合は、2人目以降につきまして10万円を加算するよういたします。

1号から3号につきまして同じ内容の改正ですので、3ページ目の2号で御説明をいたします。

これまでは総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円について減額をするようになっておりましたが、新のほうでは43万円というふうに、10万円を引き上げております。さらに、括弧内につきまして、「納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額」というふうに改正をしております。

一定額以上の所得者が2人以上いる場合は、43万円に10万円を足しまして53万円、3人以上いる場合は、43万円に20万円を足しまして63万円というふうに判定基準が改正されます。

それでは、4ページ目をお願いいたします。

こちらは附則になっております。こちらは、23条の改正に伴うものとなっております。

それでは、1ページ目をお願いいたします。附則でございます。

施行期日としましては、令和3年1月1日から施行を行います。

適用区分といたしまして、この条例による改正後の大刀洗町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度の国民健康保険税について適用し、令和2年度までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） では、質問させていただきます。

この改正が実施された場合に、現行の被保険者の所得状況にこれが適用した場合に、負担減、あるいは変化なし、負担増のケースも含めて、どのような影響が生じ得るかということについて御説明頂きたいと思うんですけども。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） 御説明をいたします。

今回の改正につきましては、負担増ではなく、負担減のほうに向かうのではないかと考えております。

それについては、自営業の方等につきましては給与所得控除等がありませずに、必要経費の部分だけになると思います。その方々は基礎控除額の引上げのほうの影響を受けますので、軽減される世帯等が増えるというところで、軽減される場所が増えていくんだらうというふうに見込

んでおります。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 現行においては、給与所得者に関しても変更はないと。事業の方に関しては、控除が増えるのではないかということですが、政府の所得等の見直しも、いろいろ目的があつてのこととありますし、近年のコロナ対応、それから消費税増によって、国保加入者の方の所得がますます下がっているという状況で、こうした改定が被保険者のこれ以上の負担にならないように、よくよく注意して、今後とも運営していただきたいと思います。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁はよろしいですか。ほかございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） これで1日目の質疑を終わります。

日程第6. 議案第51号 大刀洗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第6、議案第51号大刀洗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） 議案第51号大刀洗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由及び内容について御説明いたします。

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

それでは、2ページの新旧対照表をご覧ください。

今回は地方税法の改正によりまして、用語の見直しがございましたので、今回改正をするものでございます。

これまでは、第2条の4行目、各年の「特例基準割合」というところが、用語の改正によりまして、「延滞金特例基準割合」に改正いたします。

また、括弧内、「当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合」につきましては、「平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）」というふうに改正を行っております。

それでは、1ページ目をお願いいたします。附則でございます。

この条例は、令和3年1月1日から施行する、いうふうにしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議よろしくお願いたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第7. 議案第52号 久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更に関する協議について

○議長（安丸眞一郎） 日程第7、議案第52号久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 地域振興課の村田でございます。

それでは、議案第52号久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更に関する協議について、提案理由及び内容について御説明いたします。

まず、提案理由としましては、久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する広域市町村圏計画に係る事務を廃止するため、同組合において共同処理する事務を変更し、これに伴い同組合の規約を変更することに関し、地方自治法第286条第1項の規定により関係市町と協議することについて、同法第290条の規定により町議会の議決を求めるものであるということでございます。

こちら久留米広域圏におきましては、久留米広域市町村圏事務組合と久留米広域連携中枢都市圏の存在がありまして、二重行政等の指摘を受けましたことから、平成31年2月、関連市町の首長によって構成されます正副組合長会議において、圏域により効率的に広域行政サービスを提供していくために、事務整理に向けた協議を開始するという合意が図られまして、本年7月27日、正副組合長会議で検討されまして、その後、8月25日に行われました各市町の議長・副議長によって構成されます組合議会への全員協議会について内容が報告されているもので、その結果、圏域における広域行政について、連携中枢都市を中心に取り組むこととしまして、こちら久留米市町村圏事務組合につきましては、小児救急医療、そして消防に関する事務を継続し、ほかを事務整理をするということを行うものです。

2ページをご覧ください。2ページ、組合規約変更新旧対照表でございます。

改正の内容としましては、まず第3条、組合は、次に掲げる事務を共同処理するという項目の

(1) (2) を削除するものです。

続きまして、第4章、組合の経費につきましては、12条から14条までを削除し、15条を12条へ変更。その1項中、「及び出資金、並びに」という文言を削除するものです。

次のページをお開きください。

別表に関しましては、3条の1、2項が削除されたことに伴う改正となっております。

2ページへお戻りください。

附則でございます。この規約は、令和3年4月1日から施行する。

以上でございます。御審議、御可決頂きますよう、よろしく申し上げます。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第8. 議案第53号 久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分に関する協議について

○議長（安丸眞一郎） 日程第8、議案第53号久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分に関する協議についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 地域振興課、村田でございます。

それでは、議案第53号久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分に関する協議について、提案理由及び内容について御説明いたします。

まず、提案理由でございます。

久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分に関し、地方自治法第289条の規定により関係市町と協議することについて、同法第290条の規定により町議会の議決を求めるものでございます。

次のページをご覧ください。

久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分に関する協議書でございます。

地方自治法第289条の規定により、久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分を次のとおり定める。

1、久留米広域市町村圏事務組合ふるさと振興事業特別会計余剰金は、久留米広域市町村圏事

務組合一般会計に編入する。

2、久留米広域ふるさと振興基金に属する財産は、各出資市町の出資割合に応じ関係市町に帰属させるということでございます。

大刀洗町の出資割合は3.726%となっており、この後、事務処理によって帰属されるということになっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第9 議案第54号 令和2年度大刀洗町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（安丸眞一郎） 日程第9、議案第54号令和2年度大刀洗町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、議案第54号令和2年度大刀洗町一般会計補正予算（第7号）について、提案理由及び内容について御説明いたします。

では、議案書を1枚めくってください。

まず、歳入歳出予算の補正についてです。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12億1,317万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億1,103万1,000円とする。

地方債の補正です。

第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による、ということで提案させていただいております。

それでは、歳出について御説明いたしますので、議案書の10ページをご覧ください。

まず、今回の歳出につきましては、共済費等は、9月標準報酬定時改正により金額の改正があったため、若干訂正をさせていただいております。その部分は省略させていただきまして、主な項目について御説明いたします。

10ページ、2款1項5目財産管理費、補正額7億109万7,000円、内容としましては、24節の積立金の中に、ふるさと応援基金積立金として7億円を計上しております。

次に、8目電算事務費、補正額215万8,000円、これは委託料として、庁舎無線LAN環境構築業務委託料ということで、役場庁舎内の無線LAN環境が老朽化したために更新するものがございます。

次、11ページをご覧ください。

2款1項19目ふるさと応援寄附金事業、補正額3億5,220万。

まず、11節役務費、決済手数料220万、これは、さとふる以外のANAとか、ふるさとチョイス、ふるなび等に支払う手数料でございます。

次に、12節の委託料、ふるさと応援寄附金事務委託料、これが3億5,000万、寄附金7億円の50%として3億5,000万を計上しております。

20目社会保障・税番号制度事業費、補正額426万、これは国の方針としまして、マイナンバーカードの登録を上げるために、会計年度任用職員の増とかカウンターの改修等をするものでございまして、大きいものとしましては、14節の工事請負費、カード交付窓口改修費197万1,000円を計上しております。

次、12ページをご覧ください。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額173万6,000円、主なものとしまして、17節備品購入費、これはコロナ対策としまして、現在ある総合窓口受付カウンターに番号カード発行機を購入するものでございます。

3款1項2目障害児者自立支援費、補正額2,004万、これは22節の償還金・利子及び割引料として、令和元年度の実績により確定したために、国及び県に返還金が発生するもので、1,862万6,000円を計上しております。

次、13ページをご覧ください。

3款1項8目介護保険推進費、補正額215万8,000円、これも令和元年度の事業実績に基づいて、返還金が生じたものでございます。

12目後期高齢者医療保険費、補正額633万9,000円、これは18節の負担金・補助及び交付金として、後期高齢者医療給付費負担金として872万4,000円を計上しております。

14ページをご覧ください。

3款2項1目児童福祉総務費、補正額5,399万9,000円、まず12節の委託料として、放課後児童健全育成事業委託料149万4,000円、これは学童の保育料を4月、5月、減免をしていた分のため、補填する額でございます。

次に、19節扶助費、4,221万9,000円、これは町内保育所・保育園に、年度末に確定した保育園・保育所の運営費の計上でございます。

22款償還金・利子及び割引料の851万1,000円につきましては、先ほど申し上げておりますように、令和元年度実績に基づく返還金でございます。

16ページをご覧ください。

16ページの5款1項4目農業振興費、補正額7,651万3,000円、これにつきましては、

18節の負担金・補助及び交付金の中で、まず主なものとしては、活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金として3,672万9,000円、次に農業用施設・機械等災害関係補助金として2,701万8,000円、次にスマート農業推進強化事業費補助金、これは福岡県農業振興対策事業として600万6,000円、同じくスマート農業関係の園芸農業総合対策事業として618万5,000円を計上しております。

次に、9目農業農村整備費、補正額197万、これは18節の負担金として、農業用施設災害復旧事業費補助金として、これは床島堰土地改良区への負担金として、197万を計上しております。

次、17ページをご覧ください。

5款1項13目農業集落排水事業費、補正額500万の減です。これは特別会計のほうで、500万の減をしております。

6款1項1目商工業振興費150万、18節負担金、これは移動スーパー参入促進費補助金として、150万を計上しております。

次、18ページをご覧ください。

8款1項4目災害対策費、補正額275万、これは12節の委託料としまして、情報発信委託料275万、これはKBCテレビのほうと、dボタンによる情報表示を運用するに当たっての当初費用でございます。

次、19ページをご覧ください。

9款2項1目小学校の一般管理費、補正額136万5,000円、10節需用費、大堰小学校プールろ過ポンプ取替工事費として、107万8,000円を計上しております。

20ページをご覧ください。

9款6項1目保健体育総務費、補正額326万8,000円、これはコロナ対策及びコロナの影響で、予定しておりました各種大会を中止したことによる予算の減額でございます。

次、歳入を御説明いたしますので、7ページをご覧ください。

14款1項1目民生費国庫負担金、補正額1,255万7,000円、これは子どものための教育・保育給付費国庫負担金2分の1として計上しております。

次に、14款2項1目総務費国庫補助金、補正額1,057万1,000円、これは新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金として計上しております。

次、8ページをご覧ください。

15款2項4目農林水産業費県補助金、補正額7,014万2,000円、これは説明欄に書いておりますように、農業費補助金として、活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金2分の1から、ずらっと記載しておりますのでご覧頂きたいと思っております。

同じページで、17款1項1目一般寄附金、補正額7億円、これはふるさと応援寄附金7億円を計上しております。当初予算で5億円計上しております、今回12月で7億円、計12億円の寄附金の計上でございます。

次、9ページをご覧ください。

18款1項1目基金繰入金、補正額3億3,022万8,000円、これは4節ふるさと応援基金繰入金として、3億5,220万を計上しております。

次、19款1項1目繰越金、補正額6,447万4,000円、これは前年度繰越金で計上しております。

あと最後に、21款1項3目町債の農林水産業債、補正額2,290万、これは緊急自然災害防止対策事業債としてため池改修、これ山隈地区の中島のため池改修の事業債、2,290万を計上しております。

最後に、4ページをご覧ください。

地方債補正でございます。4ページ。

追加としまして、先ほど申し上げました緊急自然災害防災対策事業債として、2,290万を追加補正で計上しております。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。5番、黒木徳勝議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） 歳入の8ページと、支出の16ページの農業振興費の関連ですけれども、ここに負担金・補助・交付金の中に、活力ある高収益型園芸産地育成事業費の補助金3,600万、ほかに下に、そこに農業用施設なり、スマート農業、これの合計7,600万ありますけれども、これの具体的にどのようなことで、このような補助金がつくのか。

また、どのような方にこれが補助金が行くのかを、よければここで回答じゃ、後で結構ですけれども、具体的分かるように説明というか、箇条書にしたものを配付していただければ幸いかと思います。以上です。

○議長（安丸眞一郎） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 黒木議員の御質問にお答えいたします。

スマート農業推進強化事業費補助金についてでございますけれども、先ほど求められた資料に関しては、後日まず提出をさせていただきたいと思いますが、この場では簡単に説明をさせていただきます。

事業については、コロナウイルス交付金の関係で、県の事業が新たに示されたものでございまして、まず上の段のもの、同じ名前になっておりますが、606万円については、米、麦、大豆の普通作、こういった農業に取り組まれる方に対しての補助でございます。

対象者としては、現在のところ3名いらっしゃいまして、大規模な経営をされている認定農業者の方、それから農業法人が2つでございます。

実際に導入される機械は、農業用ドローン、それから乗用型田植機、これはGPSで自動で進むものでございます。これが2つでございます。これらの購入に対しまして、県から2分の1の補助金があります。それに加えて、町から6分の1の上乗せ補助を行うものでございます。

次に、下のほう、同じ名前でございますが、こちらは園芸用機械に対する補助でございます。

こちらについては、1名の大規模な認定農業者の方と農業法人の方が取り組まれる予定となっております。こちらはトラクターが1台とハウスの附帯施設について補助を行うものでございます。補助率については、同じく県から2分の1来まして、町からは5%、こちらは5%の補助、上限20万で上乗せをするというふうにしております。

事業内容については以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 黒木議員、よろしいですか。5番、黒木徳勝議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） それで、県がこういうようなコロナ対策でしたものですから、やはり目的をやらして、そしてどういうふうなことでというようなことを、これは分かりやすく、今ぼろぼろと書きましたが、よっと分からないので、後でよく分かるように書面で一応出していきたいと思えます。

以上。

○議長（安丸眞一郎） 関係資料の提出が求められて……佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） それでは、お申出がありましたので、事業内容についてと、事業を多くされる方の一覧等をまとめまして提出をしたいと思えます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。

ほかございませんか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） すみません。何ページかな、9ページと10ページになるんですけど、ふるさと応援基金ですね。今回の補正で一番大きな7億円の件でございますけれども、冒頭の町長の挨拶で、多分今年コロナ禍でいろいろあるので、来年度例えば地方交付税の配分が少なくなるだろうと。そういうものに備えて基金を積み立てているように、ちょっと私は聞こえたんですけど、財政調整基金が十何億かちょっとあると思えますし、ふるさと納税のこの基金も、10億ちょっと超えるんだろうと思うんですね。その使い分けといいですか。

これは今年度予算、当初予算でも財調3億数千万ちょっと繰り入れてありますし、ほとんどふるさと応援基金は事務委託料で繰り入れてある分だけで、後は残高として残っているような気がするんですね。

以前にも何か議会で質問があったと思うんですけど、どういう使い道をするのかということに対して、主要な事業等のものに使っていくんだとかいうような答弁が何かあったような気がするんですけど、今の時点で、財政調整基金とふるさと応援基金の繰入れのすみ分けみたいなものが何かあれば、ちょっとお聞かせ願いたいと思うんですが。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、野瀬議員の御質問にお答えいたします。

財政調整基金とふるさと応援基金のすみ分けというか、どういう考え方でそれぞれ積んでいるかということでございます。

まず、ふるさと納税で頂いた分については、とりあえず、これ財政処理上の観点からなんですけれども、一旦全額をふるさとの基金のほうに積んでおります。

それから、基金からの繰り出しについて、それについて両基金でどういう使い勝手の差があるかというふうな御質問だと思います。

まず、ふるさと納税を頂くときについては、使途について、納税を頂いた方に、どういう分野に使ってほしいですかというのを伺う形になっております。そういうふう選ばれた人については、基本的に寄附していただいた方の選ばれた使途で使われる方向で予算を組むようにしております。

また、町のほうに、その使途についてはお任せしますよというところがございます。ほとんどが、そういうお任せしますよというふうなところを選んで寄附していただく方が多数なんですけれども、それについては、基本的には財政調整基金から支出する分と、ふるさとからする分は、差はございません。

ただ、そうは言っても、ふるさと納税で全国の皆さんから、大刀洗応援していただくということで寄附を頂いたふるさと納税でございますので、できるだけこういうふうな施策なり事業なりに、「ふるさと納税で頂いたからできたんですよ」というのが、対外的にも説明しやすいような事業に優先的に使っていこうということで、今は子育て支援とか教育のほうに重点的に使わせていただいているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 多分、今答弁ございましたように、例えば大刀洗においては、子育て支援とか教育とか、そういうのを重点的に重点事業としてやっている。そういうところに、応援頂いた基金を使うという、非常に明確な分かりやすさといいますか、そういうものにめり張りをつけて、財調とはまたちょっと違った観点で繰入金として活用していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いしておきたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） ほかございませんか。11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 11番、高橋です。

予算書の11ページ、2款20目の社会保障・税番号制度事業費で、約420万補正がつけられておりますけども、カード交付窓口改修費、約190万、どのような形で改修をされるのかというのは、もう決まっているんですか。ちょっと内容を教えてください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。矢永住民課長。

○住民課長（矢永 孝治） 高橋議員の御質問にお答えいたします。

カウンター改修につきましては、新型コロナ関連対策として、住所移動等の手続に来られた方が、最小限の窓口間移動で済むように、窓口の配置転換など、また、マイナンバーカード取得推進のために、マイナンバーカード専用窓口を1席増席するための予算を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 国もマイナンバーカードの普及をすごく推進しているのは分かっております。今回のこのマイナンバーカード普及率を向上するために、今現在の町の普及率と、これについてどれぐらいアップを、マイナンバーカードの普及アップを考えているのか。全国平均と県の平均と、当町のマイナンバーカードの普及率を比べたところの内容が分かれば教えてください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。矢永住民課長。

○住民課長（矢永 孝治） お答えいたします。

ただいまちょっと手元に正確な資料はございませんが、11月末現在時点で、申請率については20%は超えております。交付率については、まだちょっと20%を切るぐらいですけど、そして、県内の順位におきましては、30位をちょっと下回るぐらいの、現在、真ん中より少しぐらいの下順位となっております。

今後につきましては、国としましては令和4年度末までに、マイナンバーの交付率を100%になるべく近づけるということを言っておりますので、それを一番の目標にして頑張っていきたいとは考えております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかございませんか。11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 次に、予算書17ページの6款1目商工業振興費、150万円。

移動スーパー参入促進補助金とありますけども、これどういった内容で、どういった経緯で行われるのかというのを、ちょっともうちょっと詳しく、この場でお聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） それでは、高橋議員の御質問にお答えいたします。

移動スーパー参入補助金についての御質問でございますけれども、こちらにつきましては、Aコープ九州、大刀洗にはAコープ大刀洗がありますが、こちらが移動スーパー事業に取り組むに当たりまして、株式会社とくし丸という会社から、そのノウハウを受けて、その事業に取り組むと。

そして、実際に事業をするに当たって、販売パートナーと呼ばれる軽トラックを運転するドライバーの方を募集して、それに応募がありまして、その応募された方、今回は久留米市北野町の方ですけれども、その方が専用の車両を購入する資金がありますので、それに対して県と町で補助を行うというものでございます。

車両の改造に大体三百数十万かかるようですので、その3分の1、または150万以内ということで要項を定めまして、県と町で同額を補助するものでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 今、課長の答弁で、北野町の方が応募される、応募されたのか、されるのか、そういうふうに聞かれましたけれども、これ公募で、個人事業主を公募する形を今から取るんですかね。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） それでは、高橋議員の質問にお答えします。

公募を今からするのかという質問でございますが、まず、この事業に当たっては、Aコープ九州が取り組むに当たって、まず、先ほど申し上げたとおり、販売パートナーという方を募集していらっしゃいます。その方と、Aコープ九州が大刀洗で事業を展開しようというふうに決めておりまして、それで町に補助金の交付についての要望がっております。

事業内容について説明を受けまして、県も補助をするということで、町も補助ができるだろうということを検討しまして、まず、その予算150万円をこの議会に計上しておるところでございます。あくまで補助対象者は、Aコープ九州ではなく、個人事業者の方ということになりますので、もし予算の議決を頂きましたら、公募という形を取りまして募集をしたいと思っております。

実際は、既に事業を進めておる現在の事業者の方以外の申請は困難というふうに考えておりますが、補助金という性格上、公募をしまして、その補助対象者を決定したいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） この公募の際には、商工会議所とかそういったところにも幅広く公

募をしていくような考えを持たれているのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 高橋議員の質問にお答えします。

公募についての引き続き質問でございますが、移動スーパーでございますので、スーパー、地域のスーパーが移動スーパーを実施するという事になるかと思います。

ですので、特に商工会員にということはありませんが、当然、商工会にも情報提供、情報の共有はしたいというふうに考えております。

基本的には、公募についてはホームページで行う予定でございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかございませんか。2番、隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 隠塚です。戻って申し訳ないんですが、16ページの先ほど御説明頂きましたスマート農業に関してですが、今のところの対象者がいらっしゃるということでやってらっしゃいますが、担当課としては啓発活動とか、この事業を推進していくようなお考えは今後ともあって、また対象者が出てくれば、補助金という形を考えていらっしゃるかどうか教えてください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） それでは、隠塚議員の御質問にお答えします。

スマート農業推進事業についての対象者についての質問でございますけれども、まず、この事業に取り組むに当たりましては要件がございまして、かなりハードルが高うございます。面積、作付面積がかなり広くないとできないということで、される方については、かなり限られてまいりますので、大規模に経営をしていらっしゃる認定農業者の方であるとか農業法人、そういったところになっていきますので、むしろそちらのほうに、こういった事業に取り組みませんかというふうな投げかけをして、応募をされた方を対象としておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかございませんか。9番、古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） 9番、古賀でございます。2点ほどお尋ねしたいと思っております。

1点目が、9ページの21款町債、ここに農林水産業債というのがありまして、補正額が2,290万円ですか、なっております。これ具体的にどういうことか、教えていただきたいと思っております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を……一問一答でいきますんで、執行部、答弁を求めます。福岡財政係長。

○財政係長（福岡 信義） 財政係の福岡です。

ただいまの御質問の内容ですけれども、緊急自然災害防止対策事業債、ため池改修とありますが、前回の議会の際に中島ため池の改修について、設計委託等工事費について上げておりました。その財源について、当初、農業振興の基金を充てるとここで、同、同じ9ページ、基金繰入金の5節農業振興積立基金の繰入金を充てるというところで計画をしておりました。

その後、緊急自然災害防止対策事業債という有利な財源を活用できないかということで協議をしておりましたら、一定まとまりましたので、財源の組替えというところで上げさせていただいております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。9番、古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） 財政につきまして分かりましたが、このため池というのは、具体的にどこですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 古賀議員の御質問にお答えします。

ため池の場所についてでございますが、これは山隈区の中島ため池でございます。

さらに、内容については、改修の内容についてですけれども、斜樋、底樋と言われる、入ってきた水を管理する出口がございます。あるいは、洪水吐きという、水が入り過ぎたときに吐き出し口がございますが、そういったものの容量不足であるとか、老朽化、こういったものを改修しまして、ため池の排水機能を高めるための補修事業でございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。9番、古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） 1点目は分かりました。

じゃあ、2点目ですけれども、すみません、11ページの2款の総務費の中の1項総務管理費、22目の地方公共交通対策費というのが、50万7,000円ほど計上されております。その中で、報酬が41万6,000円というふうに書いてありますが、まず、これは具体的にどのようなお使いになるのかというのを確認したいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 古賀議員の御質問にお答えいたします。

2款1項22目公共交通対策費に計上させていただいております、補助的会計年度任用職員の内容についてでございます。

10月から今年度、皆様の御協力を得まして、巡回バスの試行運転のほうは2か月間終わりました、いよいよ来年度も、これから巡回バスがやっぱり必要ではないかという機運が醸成してき

ましたもので、2か月間の検証と、あとアンケート調査等も取らせていただきましたので、そういったものの実証、そして来年度に向けた準備等ございますので、補助的会計年度任用職員のほうを1名計上させていただいておるものでございます。

作業内容としましては、巡回バスのほうの事務作業のほうが増えますので、その分の軽微な作業等を担っていただく予定にしております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。9番、古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） それで、この報酬の件につきましては、年初予算でも、運転手として48万がたしか計上されておったかというふうに理解しとんですけど、今度改めて補正を行うという意味はどういうことでしょうかね。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） すみません、古賀議員の御質問にお答えいたします。

この補助的会計年度任用職員との報酬の額の差ということでよかったですでしょうか。

失礼しました。当初予算に計上しておりましたのは、バスの運転をするだけの職員でございまして、こちらに計上しておりますものは、運転手という意味ではなく、事務作業を行う補助的な会計年度任用職員ということになっております。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。9番、古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） ちょっと分かりづらい御返答みたいでしたけれども、こういう予算というのは、年初予算で計画されたときに計上できなかったんですか。いかがでしょう。

○議長（安丸眞一郎） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 古賀議員の御質問にお答えいたします。

当初より、こちらの業務のほうは企画系のほうで担当しておりまして、通常業務に追加された形で、バス事業のほうを行わせていただいております。

実際、バスのほうを2か月運用してみまして、これから本格試行、または試験運行等に向けて引き続き調査検討していくに当たりまして、当初計上できなかったいろいろな業務のほうを追加されてきております。それを職員のほうは、各機関との調査や検討、また運輸局や交通関係の業者との打合せ等が非常に増えておりまして、通常業務を圧迫しているところではございまして、その分を解消すべく、補助的会計年度任用職員を急遽計上させてもらっておるところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。9番、古賀世章議員。

○議員（9番 古賀 世章） 分かりましたけれども、やはりこういうことは十分に御検討されて、ある程度当初予算に反映をされるというのが非常に大事じゃないかと思いました。

最後にもう一点ですけれども、大体分かったんですが、年初予算では、運転手のことを専門的会計年度任用職員というふうに書かれていたかと思います。今回は、その運転手じゃなくて、補助的な事務的な仕事をするということで、こういうふうにされたというふうに分かりました。ありがとうございました。

○議長（安丸眞一郎） 答弁はよろしいですか。

ほかございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） これで1日目の質疑を終わります。

**日程第10. 議案第55号 令和2年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
について**

○議長（安丸眞一郎） 日程第10、議案第55号令和2年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） 議案第55号令和2年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明をいたします。

1枚めくっていただきまして、令和2年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正ということで、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億2,378万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による、でございます。

それでは、6ページの歳出から御説明をいたします。

1款1項1目一般管理費でございます。

3節、4節につきましては、人件費の補正でございます。

12節委託料としまして、事業報告・調交申請等作成システム改修委託料ということで、新型コロナウイルス及びマイナンバー関係の新規様式の追加に伴う改修の委託料となっております。

続いて、5ページ、歳入のほうに移らせていただきます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税でございます。今回補正で、328万6,000円の減額をさせていただいております。

これにつきましては、新型コロナウイルスによります減免に伴うものでございまして、9月補正で3件分の減免を計上させていただきましたが、今回追加で14件の申請がございましたので、

その分につきまして保険税額を減額するものでございます。

続きまして、3款1項3目災害等臨時特例補助金でございます。

こちらは、197万2,000円の増額となっております。こちらは、先ほど御説明いたしました減免額に対しまして、国のほうから10分の6の補助がございますので、その分を今回追加で補正をさせていただいております。

その他、6款1項1目におきましては、71万円ということで、職員給与等の繰入れ、さらに7款1項1目繰越金につきましては、131万4,000円を前年度繰越金として増額補正をさせていただいております。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議よろしくお願いたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第11. 議案第56号 令和2年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（安丸眞一郎） 日程第11、議案第56号令和2年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） 議案第56号令和2年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

令和2年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ238万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,377万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による、でございます。

それでは、6ページの歳出から御説明をいたします。

1款1項1目一般管理費のほうでございますが、10節需用費におきまして、保険料通知用の封筒の不足がございますので、こちらを1万6,000円補正をさせていただきます。

続いて、1款2項1目の徴収費でございますが、役務費のところ、保険料口座振替手数料を1万2,000円、コンビニ収納手数料を8,000円ということで補正をさせていただきます。こちらについては、それぞれ件数の増加によるものでございます。

続いて、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金でございまして、237万9,000円の補正額になります。

今回は金額の確定によるものでございまして、市町村事務費負担金の確定によりまして、66万7,000円の減額、保険基盤安定負担金の確定によりまして、保険料等負担金を171万2,000円減額するものでございます。

続いて、5ページの歳入をお願いいたします。

4款1項1目事務費繰入金でございます。こちらについて、事務費繰入れ分マイナス67万3,000円、4款1項2目保険基盤安定繰入金分としまして、171万2,000円を減額するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第12．議案第57号 令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（安丸眞一郎） 日程第12、議案第57号令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 建設課の田中でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第57号令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、提案の内容を御説明させていただきます。

議案書を1枚おめくりください。

議案第57号令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第3号）、令和2年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

まず、歳入歳出予算の補正につきましては、第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,233万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

また、地方債の補正といたしまして、第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」によるものでございます。

それでは、初めに、歳出予算から説明いたします。

議案書の7ページをお開きください。

1款1項4目農業集落排水費の災害復旧費でございますが、農業集落排水施設災害復旧につきまして、地方公営企業災害復旧事業債の充当ができましたため、財源を一般財源から地方債に組み替えるものでございます。500万円でございます。

次に、2款1項1目公共下水道費の一般管理費でございますけれども、共済組合負担金の変更により、2万7,000円を増額するものでございます。

また、公営企業会計の適用拡大に係る地方財政措置として、起債を充当することができることとなりましたので、1,310万円を一般財源から地方債に財源を組み替えるものでございます。

次に、6ページをご覧ください。

歳入について御説明いたします。

4款1項1目一般会計繰入金でございますけれども、1,807万3,000円の減額でございます。内訳といたしましては、公共下水道に係る分が1,307万3,000円、農業集落排水に係る分が500万円の減額でございます。

7款1項1目下水道事業債でございます。1,810万円増額しております。

これは、先ほど歳出で申し上げました一般財源から地方債へ財源を組み替えた分でございます。地方公営企業災害復旧事業債分が500万円、公営企業会計適用債分が1,310万円となっております。

最後に、3ページをご覧ください。3ページでございます。

第2表、地方債の追加でございます。

地方債の追加といたしまして、地方公営企業災害復旧事業債を500万円、公営企業会計適用債を1,310万円、合計の1,810万円を新たに地方債として補正として追加するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

○議長（安丸眞一郎） 以上で、本日の議事は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前10時33分
